

# 平成18年度 予算編成方針

## 第1 基本方針

現下、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、財政収支の改善に向け、義務的経費を含めた聖域なき見直しを推し進める中、地方歳出についても改革路線の堅持・強化を図ることとしており、「三位一体改革」による国庫支出金の廃止・縮減や税源移譲及び地方交付税の見直しについては、いまだ見通しが不透明ではあるが、地方財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増すことは確実視されるところである。

本町においては、公債費や扶助費などの歳出が増え続ける一方、歳入面では交付税や臨時財政対策債の度重なる減額によって、平成16年度の経常収支比率は、前年度に比べ一段と悪化しており、また今年度についても、現時点で約5億円の収支不足が見込まれていることに加え、来年度以降も毎年4億円程度の収支不足が経常的に予測されていることから、可及的速やかに打開策を講じ、可能な限り収支不足を解消していかなければ、町財政は破綻し、赤字再建団体への転落は避けられない現状にある。

こうした状況を踏まえ、平成18年度の予算編成に当たっては、今年7月に策定した『第4次苫前町行政改革大綱』の趣旨を十分に踏まえ、昨年度に引き続いて『苫前町自立運営検討プラン』の更なる実現を目指すとともに、「予算の枠配分方式」を継続して取り入れ、徹底したコストの削減と施策の見直しに鋭意取り組むことを基本として、町民と一体となった町財政の健全化策を強力に推し進めることとする。

## 第2 予算編成要領

### 1 基本的事項

(1) 事務事業の計画的な執行を促進するため、当初予算を重点に年間予算を編成する。

(2) 予算編成に当たっては、経常的経費と政策的経費の2通りに分けて、次のとおり行うものとする。

#### ア 経常的経費

引き続き「枠配分方式」とし、各課ごとに一般財源をベースとして平成17年度当初予算計上額の95%の予算配分枠を設定する。

各課においては、配分された一般財源と、それぞれで歳入する特定財源との合算額を課の歳入総額とし、この範囲の中で歳出予算の積み上げを行うこと。

#### イ 政策的経費

投資的経費や臨時的経費及び一部特殊な経常的経費については、見込める財源の範囲内で予算査定を行っていくので、必要に応じて別に示す様式により、各担当課ごとに優先順位を付して提出すること。

なお、判断がつかないものについては、事前に総務財政課財政係と協議すること。

(3) 従来から継続する事務・事業については、行政としての責任範囲を再度的確に見極め、ゼロベースの観点から内容及び費用対効果を徹底的に見直すとともに、類似事業の更なる統合及び事業の廃止・縮小に鋭意取り組むこと。

特に、関係団体への補助金については、各担当課において事業予算書などの関係書類を十分精査するとともに、事業実態を的確に把握した上で積算すること。

#### (見直し基準)

ア 既に目的が達成されたと判断出来るもの、費用対効果の乏しいもの、急を要しないもの、時代のニーズに合致しないものはないか？

イ 他の団体等で実施されている事業で、類似・重複するものはないか？

ウ 過剰・重複サービスとなっているものや、負担の公平性を欠いているものはないか？

エ 国、道、民間団体などの役割分担や責任範囲及び経費負担区分を明確にして、行政が行うことの是非を判断し、廃止できるものはないか？

オ 町主体で行うよりも、民間委託した方が効率的なものはないか？

※以上の基準に照らし、十分検討した上で予算要求を行うこと。

- (4) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度への負担などを十分検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処すること。

また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を設定すること。

さらに、後年度への財政負担を軽減するため、債務負担行為や継続費の設定は出来る限り行わないこと。

- (5) 国・道補助事業などの実施に係る予算要求については、今後も大幅な制度の見直しが予想されることから、国・道の予算編成の動向を可能な限り把握し、次の事項に留意して的確に積算すること。

ア 国・道補助金が廃止または縮減されるものは、一般財源への振替は認めないので、事業の廃止または縮減を図ること。

イ 国・道補助事業などへの上乗せとなる二重補助については、根本的に見直しを図り、廃止に努めること。

- (6) 施設の新設及び増改築などについては、将来の維持管理に多額の財政負担となることから、長期的視野に立った維持管理コストや管理運営方法などについても十分留意すること。

- (7) 議決機関・監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨等を十分検討の上、予算への適切な反映と速やかな改善に努めること。

## 2 予算要求基準

### (1) 歳入に関する事項

国・道の施策や制度改正などに十分留意の上、歳入確保に向けて、より積極的に取り組むこと。

また、『自立運営検討プラン』の中で増額が提案されている項目については、実現に向けた更なる取り組みにより、歳入確保に最大限努めること。

#### ア 町 税

町税については、税制改正による増収額を適正に見積もるとともに、経済の動向に十分留意し、税負担の公平を期するよう課税客体的確な補足に努め、確実な収入見込額を算出すること。

#### イ 分担金及び負担金並びに使用料及び手数料

適正な受益者負担や住民負担の公平性を図るため、管理運営費などとの兼ね合いや経済情勢の動向、他町村との均衡などを考慮し、一件一件について必ず見直しを行うこととし、確実な収入見込額を算出すること。

#### ウ 国・道支出金

三位一体の改革など、これまで以上に国・道の動向に留意の上、財源の確保に努めるとともに、超過負担の解消策について抜本的な検討を行うこと。

なお、景気・雇用対策等関連等による国・道からの積極的な予算配分あった場合には、安易に受けることなく必ず事前に総務財政課（財政係）と協議すること。

#### エ 財産収入、諸収入

財産収入については、経済情勢などの動向を考慮しながら出来る限り有利に運用し、財源の確保に努めること。

また、諸収入については、それぞれ前年度の実績や国・道の動向などを勘案して、的確に積算するとともに、増収策を検討すること。

#### オ 町 債

平成18年度から起債の発行は、許可制から協議制へ移行されるが、本町の財政状況では許可団体へ移行となる可能性が高いと見込まれる。

そのため、町債については、世代間負担の公平性や後年度負担にも十分配慮し、真に活用が必要と判断される事業のみに限定して活用するとともに、過疎債など後年度に交付税措置のある有利な起債を充当するよう留意すること。

## (2) 歳出に関する事項

歳出予算の積算に当たっては、各課において町民要望などを的確に把握した上で、『自立運営検討プラン』の更なる実現に向けて、事務・事業の取捨選択により、割り当てられた財源枠の中で必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した経費の節減・合理化に努めること。

### ア 人件費

人件費については、「町定員適正化計画」に基づき、定員管理及び給与水準などの適正化に努めるとともに、効率的な事務の執行や課内相互協力体制の確立などにより、可能な限り対応すること。

また、各種委員等報酬については、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性などを検討し、ゼロベースからの見直しを行うこと。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

### イ 物件費、維持補修費、その他の一般管理費

#### ①賃 金

臨時職員については、各課において計上する予算は、原則補助事業に係る分についてのみとするので、必ず事前に総務係と協議した上で予算要求すること。なお、臨時職員の賃金は、政策的経費とする。

また、各種臨時人夫賃については、可能な限り職員対応とすることとし、やむを得ない場合については、その作業内容・就労時間等を考慮の上、必ず積算根拠を明確にした上で算出すること。

#### ②旅 費

出張の目的、効果、緊急性、日程等について十分検討し、必要最小限なものに限定すること。

#### ③需用費、備品購入費等

以下の費目についても、創意工夫により一層の節減に努めること。

なお、補助事業に係る需用費については、特に認められたもの以外は、全て経理契約係において管理するので十分留意すること。

(ア) 消耗品費については、在庫管理を徹底し、節減に努めること。

また、形式的な贈呈用消耗品や記念品などは、原則廃止すること。

(イ) 燃料費、光熱水費については、その使用実態を詳細に分析・再評価し、管理徹底を強化するとともに一層の節減に努めること。

特に燃料費については、最近の原油価格高騰により油類販売価格が著しく値上がりしていることから、各担当課において圧縮・削減に最大限努力すること。

(ウ) 印刷製本費については、特別な必要性がない限り庁内印刷により対応すること。

なお、やむを得ず業者発注する場合は、原則一括印刷とするので、十分留意すること。

(エ) 修繕料については、各施設等の現況を十分把握し、必要最小限にとどめるものとし、施設等の効用を維持させるために、真に緊急性及び必要性が高いものから順次実施するなど計画的な対応を図ること。

(オ) 使用料及び賃借料については、補助事業などによる対応を優先すること。

デジタル複合機については、使用料の伸びが著しいことから、安易な印刷を控えることはもちろん、黒色印刷による使用料の削減及びNアップ印刷などによる枚数の抑制に努めるとともに、単価の安い電子複写機を効果的に利用し、経費節減に鋭意取り組むこと。

町有車両のリース料については、使用頻度、作業内容などを精査・検討の上、随時、軽自動車への切り替えを行うこと。

#### 《参考》

##### ◇デジタル複合機と電子複写機使用料単価比較（税別）

	デジタル複合機使用料	電子複写機(2Fコピー)	差額
黒単色	5.80 円/枚	1.26 円/枚	4.54 円/枚
カラープリント	27.00 円/枚	— 円/枚	— 円/枚
カラーコピー	35.00 円/枚	— 円/枚	— 円/枚

(カ) 備品購入については、必要性、財源措置の状況などを勘案し、総務財政課が特に認めた場合以外は不可とする。

※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

#### ④委託料

委託業務については、出来る限り直営で対応するよう努めること。

また、真に必要なものについては、委託業務の内容(人員、日数、回数、委託範囲など)を検討し、必要最小限の委託内容となるよう見直しを行い、経費節減に努めること。

## ウ 補助費等

各種負担金・補助金・交付金については、行政としての責任範囲、経費負担の在り方、行政効果などを熟考の上、ゼロベースからの見直しを行うとともに、『自立運営検討プラン』についても、昨年以上に踏み込んだ内容で反映させるよう、各担当係において関係団体との協議及び関係資料の分析を十二分に実施し、経費削減に鋭意努力すること。

- ① 補助金については、真に町が助成すべきか否か、補助率・補助対象が適当であるかなどの抜本的な見直しを行うこと。特に運営費補助については、継続的な助成が必要な場合であっても団体の自主性を考慮の上、運営実態などを精査し、経費縮減に努める(本予算編成方針に基づく各種団体への指導等)こととする。

なお、予算要求に当たっては、必ず次の基準により見直しを行った上で算出することとし、これに依り難い場合には、必ず個別にその理由を整理しておくこととする。

### 【補助金見直し基準】

- ◇ 既に目標が達成されたもの、時代のニーズに合致していないもの、或いは自立可能なものや個人の経営費に直結するものについては、廃止すること。
- ◇ 団体運営補助金については、補助対象経費の1/2以内とする。  
また、いまだ会費を徴収していない団体に対するものは廃止するとともに、繰越金や積立金などがある場合は各担当係においてその運営実態を十分精査した上で、必ず見直しを行うこと。
- ◇ 補助対象経費は、積算内訳の一つ一つについて助成の是非を厳正に審査し、相応しくない経費については、全て対象外とすること。
- ◇ 事業費補助(臨時的経費補助)については、定率補助を原則とし、補助率は次のとおりとする。
  - ・ 共同事業の場合、事業費の15%以内とする。
  - ・ 最終的に個人の財産や経営費に吸収されることが見込まれる事業の場合、事業費の10%以内とする。
  - ・ 過疎債の充当がある場合は、上記に依らず事業主負担額の1/2以内とする。

※ 継続の運営費補助事業については、平成16年度の事業実績・収支決算書の写しを必ず提出すること。

- ② 負担金のうち、各種団体負担金については、加入目的や活動効果、負担額が適正かどうかなど再検討し、形式的なものについては脱会を含め

更なる見直しを行うこと。

また、会議負担金についても必要最低限のものとし、懇親会経費の負担金については一切認めない。

## エ 投資的経費

現下の厳しい財政状況を十分考慮し、事業の緊急性や必要性、投資効果などを考慮した事業選択を行うとともに、整備の延長、規模の縮小、段階的整備及び事業自体の凍結など、投資の適正化・効率化を図ること。

- ① 補助事業については、国・道の施策、財源措置の動向に特に注意し、真に必要と判断される事業を選択するとともに、より有利な補助制度の検討など財源の確保に創意工夫すること。
- ② 町単独事業については、緊急性、必要性、効果、施設水準の適正化などを十分検討し、その厳選に努めるとともに、可能な限りコスト縮減を図ること。
- ③ 各種施設整備に当たっては、上記の他、長期的な視野で維持管理費を含めた財政負担を十分検討し、適正な規模・内容とすること。
- ④ 工事設計などについても費用対効果を第一に考慮し、内容・工法を十分検討するとともに、関係課と事前協議を行った上で、民間における建設コストとの比較など、所要経費の精査に努め、適正額を算出すること。  
また、関係課との事前協議を十分行い、執行段階において、事前調査・検討不足による支障が生じることのないよう注意すること。
- ⑤ 用地買収が伴う工事などについては、必ず事前に総務財政課と協議すること。

## オ その他

- ① 庁用物品などで共通しているものについては、別紙「予算単価表」に依ることとし、これ以外の物品で価格に変動があるもの、単価設定が困難なものについては、事前に必ず財政係と協議を行い積算すること。
- ② 債務負担行為の設定に当たっては、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因ともなるので、施策上、真に必要と認めたもの限り措置すること。
- ③ 車検に要する諸経費（自賠責保険料、重量税含む）については、政策的経費として優先順位を付さないで予算要求すること。  
なお、リサイクル料は「11節 需用費」の車検整備料に含めること。

### 3 特別会計に関する事項

特別会計については、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、厳しい町財政を熟考の上、経営改善に向けた抜本的な方策を検討し、事業運営の一層の効率化と見直しなどにより、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ること。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。

- (1) **国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計**については、町民の健康維持・増進、ひいては医療費の抑制にもつながる健康管理教育などの疾病予防・重症化防止の増進が根本であることから、これに積極的に取り組むとともに、より一層の医療費適正化を推進することにより、健全な財政運営に努めること。
- (2) **介護保険特別会計**については、施設入所の動向を始め、保険給付費の推移などを的確に把握することはもとより、介護保険制度の本旨である「在宅介護」を基本とし、介護予防活動の充実拡充を積極的に推進し、健全な財政運営に努めること
- (3) **簡易水道特別会計**については、元金の償還開始などによる公債費の増加が見込まれることから、企業会計としての位置付けを再認識し、中・長期的な財政見通しに基づいた経費節減、歳入確保などの積極的な取り組みにより、更なる健全な財政運営に努めること。
- (4) **下水道事業特別会計**については、苫前地区の供用開始から二年目に当たることから、企業会計としての認識の下、徹底した経費の節減を図ることはもとより、普及率の向上など積極的な歳入確保に努め、中・長期的な財政見通しの適宜見直しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。
- (5) **風力発電事業特別会計**については、これまで以上に安定した設備利用率と、その向上に鋭意努めるとともに、企業会計としての位置付けから、中・長期的な財政見通しに基づいた、経費節減、歳入確保などの積極的な取り組みにより、計画的かつ健全な財政運営に一層努めること。